

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

令和元年6月26日

京都市長 門川 大作

1 建築協定書の概要

(1) 建築協定の名称

京都市上京区寺町通鶴山公園界わい地区建築協定

(2) 申請者の氏名

湯山 哲守

(3) 建築協定区域

京都市上京区寺町通今出川上る二丁目鶴山町7番1ほか1筆、寺町通今出川上る六丁目不動前町3番ほか2筆、寺町通今出川上る五丁目歓喜寺前町4番1ほか15筆及び塔之段寺町通今出川上る五丁目西入桜木町410番6ほか3筆

(4) 建築協定区域隣接地

京都市上京区寺町通今出川上る二丁目鶴山町6番1ほか2筆、寺町通今出川上る五丁目歓喜寺前町4番ほか12筆及び塔之段寺町通今出川上る五丁目西入桜木町410番1ほか10筆

(5) 建築協定の事項

建築物の用途及び形態

(6) 協定の期間

10年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は、有効期間を更に10年間延長することができるものとする。）

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年6月26日（水）から同年7月16日（火）まで

（ただし、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く。）

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（分庁舎2階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

令和元年7月19日（金）午後4時から午後5時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局会議室1（分庁舎2階）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 文山 達昭

（都市計画局建築指導部建築指導課）